

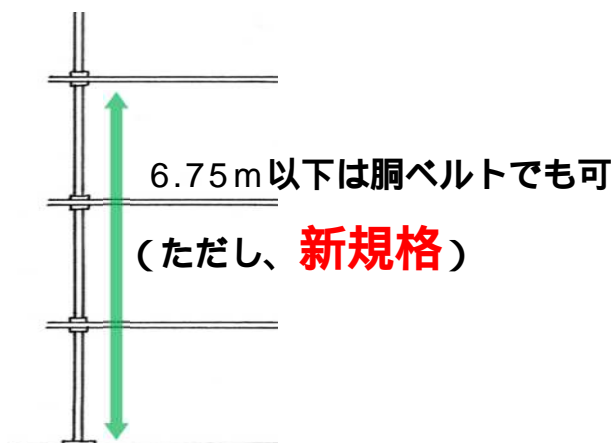
墜落制止用器具(いわゆる安全帯)を使用している事業場の皆様へ

## 旧規格の安全帯の使用を防止するために 確認を行いましょう

安全帯が「墜落制止用器具」と名称変更になり、高さが6.75メートルを超える箇所では、令和4年1月2日以降フルハーネス型の墜落制止用器具を使用することが原則となりました。(建設業については、ガイドラインにおいて5メートルを超える場合はフルハーネス型の墜落制止用器具を使用することとされています。)

令和4年1月2日以降も高さが6.75メートル以下の箇所では、「**胴ベルト型安全帯**」の**使用もできます**が、墜落の際の衝撃を緩和するために安全帯の構造規格が改正されています。

過去に販売された胴ベルト型安全帯は、新規格に対応していないため、令和4年1月2日以降は「**墜落防止措置用**」としては**使用できません**。そのため、現在お使いの安全帯、予備としてロッカーなどに保管している安全帯が新規格に対応しているかについて、確認をお願いいたします。

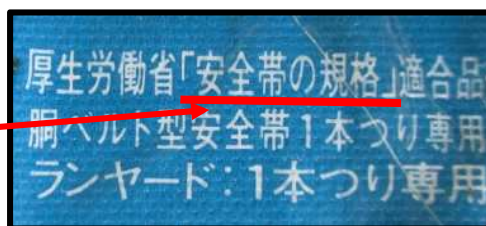


(注)  
旧規格の胴ベルト型安全帯の販売は現在禁止されていますが、未だに店頭に残っている可能性もあることから、胴ベルト型安全帯を新たに購入される際には「**新規格に対応していること**」を確認して購入してください。

旧規格の胴ベルト型安全帯の例



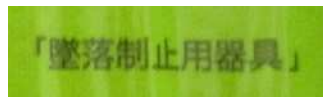
旧規格の場合は「安全帯」と記載



新規格の胴ベルト型安全帯の例



新規格の場合は「**墜落制止用器具**」と記載



「安全帯」という記載がある場合は、**新規格不適合です**。

「安全帯」の記載がある場合は、令和4年1月2日以降、墜落制止用器具としては使用できません。低層作業のため胴ベルト型の安全帯を使用する場合でも、新規格対応のものへ変更しましょう。(なお、フルハーネス型についても旧規格のものは使用できないことにご注意ください。)

本リーフレットでは、一般用語である「安全帯」を使用していますが、現行の法律上は「墜落制止用器具」となります。



### 敦賀労働基準監督署